

TOKYO働き方改革宣言

社会保険労務士の事務所であることから、モデルとなるよう率先して働きやすい職場環境を提供します。

平成29年3月31日

いいの経営労務管理事務所

目標

《働き方の改善》20時以降の時間外労働をなくす。

《休み方の改善》年次有給休暇の取得率を70%とする。

取組内容

《働き方の改善》時間外労働を行う必要がある場合には、どの程度の時間が必要かを想定したうえで19時を超えることが予想される場合は事前に所長に承認を得ることとする。
なお、20時を超える時間外労働は原則禁止とする。

《休み方の改善》記念日休暇や時間単位年休を導入する等、年次有給休暇を取得しやすい環境を整える。